

介護老人保健施設 セントラルわかたけ阿見 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人若竹会が開設する介護老人保健施設 セントラルわかたけ阿見（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、要介護者（要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護事業サービス計画に基づき、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）において、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 セントラルわかたけ阿見 |
| (2) 開設年月日 | 2025年3月1日 |
| (3) 所在地 | 茨城県稲敷郡阿見町阿見5050番12 |
| (4) 電話番号 | 029-875-3340 |
| FAX 番号 | 029-875-3341 |
| (5) 管理者名 | 宮永 直人 |
| (6) 介護保険指定番号 | 0853880052 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | | |
|-----|----------|------|------|
| (1) | 管理者 | 1人 | |
| (2) | 医師 | 1人以上 | |
| (3) | 施設長 | 1人 | |
| (4) | 介護職員 | 2人以上 | |
| (5) | 相談員 | 1人以上 | |
| (6) | リハビリスタッフ | | |
| | ・理学療法士 | } | 3人以上 |
| | ・作業療法士 | | |
| | ・言語聴覚士 | | |
| (7) | 栄養士 | | |
| | ・管理栄養士 | 1人以上 | |
| (8) | 事務職員 | 1人以上 | |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者及び施設長は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア等の栄養状態の管理を行う
- (6) 居宅介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてるとともに、その要介護認定及び要介護認定更新の手続きやケアプランが適正な内容になっているか等、毎月の計画立案時、確認する必要がある、当施設でのサービス内容が、通所リハビリ計画に基づいているのかを確認行う必要がある。
- (7) 事務職員は利用者並びに従業員等に関わる事務全般を担当する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 医療・福祉業績発表会、年始（1月1～3日）を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、20人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） 食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

阿見町、土浦市、牛久市、稲敷市、美浦村

（虐待防止の措置）

第12条 当施設は、虐待は高齢者の尊厳保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いことから、虐待防止のために必要な措置を講ずる。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待防止法」に規定されている通り、その実用性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を以下の通り講じる。

- (1) 虐待の未然防止 専任の担当者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための研修を実施し、職員としての責務・適切な対応等を正しく理解する。
- (2) 虐待等の早期発見 入所者及び家族からの虐待の相談、入所者から市区町村への虐待の届出について、適切に対応を行うものとする。
- (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市区町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置 委員会の組織、指針の整備、職員研修、従業者の報告相談の整備、市区町村への通報の迅速かつ適切に行われるための方法、発生した場合の原因分析ならびに確実な再発予防策、再発防止策の効果分析を行うものとする。
- (5) 委員会は、幅広い職種で構成され、構成メンバーの役割を明確にするとともに、定期的な開催を行い、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）、新規採用時の研修を実施することとする。

（褥瘡対策等）

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第14条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙 ……全館禁酒・禁煙とする。
- ・火気の取扱い ……火気の使用は固くお断り致します。
- ・設備・備品の利用 ……事前に問い合わせのこと。
- ・所持品・備品等の持ち込み ……事前に問い合わせのこと。
- ・金銭・貴重品の管理 ……高額な金銭、貴重品は管理上トラブルの原因になるため持ち込まぬこと。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関への受診 ……原則として禁止する。
- ・ペットの持ち込み ……禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所事務室職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者若しくは事務設備担当職員が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） ……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 ……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 ……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び緊急時・事故発生時の対応）

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(要望又は苦情等の申出)

第 18 条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常般の窓口（連絡先）・担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 介護支援専門員および支援相談員

相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 029-875-3340

FAX 番号 029-875-3341

介護保険担当課 住所地にある介護保険者である市町村の担当課

阿見町高齢福祉課 電話番号 029-888-1111

土浦市高齢福祉課 電話番号 029-826-1111

牛久市高齢福祉課 電話番号 029-873-2111

稲敷市高齢福祉課 電話番号 029-892-2000

美浦村福祉介護課 電話番号 029-885-0340

茨城県国民健康保険団体連合会 電話番号 029-301-1565

- 2 備付けの用紙にて、施設長・管理者宛ての文書で各フロアーに設置する「ご利用者・ご家族様の声」に投函して申し出ることができる。

(職員の服務規律)

第 19 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 21 条 職員の就業に関する事項は、社会医療法人若竹会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の防除を行う。

(プライバシーポリシーを含む守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(記録等の整備と保存)

第25条 当施設(事業所)は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
また、利用者に対するサービスの提供に関する茨城県条例に定める諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人若竹会理事会において定めるものとする。
- 4 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

付 則

この運営規程は、2025年4月1日より施行する。

【 改定略歴 】

2025年2月制定

2025年3月改定 同年4月利用分より適用